第3回　二子玉川堤防沿川まちづくり懇談会　資料

平成21年3月9日（月）　玉川町会会館

	全体で方向性が一致していること	整備案	今回の論点
①堤防の住宅地側の整備（土手・道路・植栽）	• 緊急車両の通行を確保できる道路幅とする	• 緊急車両の通行を確保できる道路幅とする • 違法駐車が出来ないように配慮する	• 道路の幅について 車道を広げる⇔車道は現状のまま
	• 歩行者の安全を確保する	• 歩道を整備する【新たな提案】	• 歩道の確保のしかた
	• 土手の植栽については、場所に応じてかえる	• 歩道を整備する案、一部植栽する案（土地に余裕があるところに限定される）	• 土手の植栽について 植栽（植樹・花壇の整備）をする⇔そのまま
	• 堤防際の電線の地中化		• 堤防際の電線の地中化 （今後も東電・NTT等と引き続き検討する）
②水辺空間へのアプローチ	• 堤防天端は一般車両の通行を制限する	• 堤防への入口には車止めを設置し、一般車両の通行を制限する	
	• 人が天端を歩かないような工夫をする • スロープ・階段は高水敷に誘導することを目的とし、川側への動線を考慮する • スロープは二子玉川駅からの動線を考慮する	• スロープ・階段と堤防天端の交差部には、堤防天端側に入りにくいように配慮する • 高水敷に散策路を整備し、緩やかなスロープや階段と連続した動線とする	• 堤防天端の仕上げ 芝生とする⇔砂利にする
	• 高水敷に可能な限り植樹する	• 洪水に安全となる範囲で植樹する【新たな提案】	• 高水敷に植樹する樹種
③公共空地	• 道路と同じ高さの広場とする • 桜並木をつくる • 堤防沿いに植樹で木陰をつくる • 散歩や運動など自由に遊べる空間 • 若者や地区外の人が集まらないような空間	• 散歩や運動ができる広場とする • 桜を植えるが、防犯面から樹木は密生させない • トイレや休憩施設など利便施設は設置しない	• 樹木の本数・配置
	• 防火水槽・調節地・防災倉庫の設置		• 防火水槽・調節地・防災倉庫の設置 （今後も関係機関と引き続き検討する）

第２回でとりまとめた各班の整備の方向性

A班	番号	内容		整備案に反映した内容　及び　議論する内容
堤防住宅地側の整備	1	道路は車が行き交うよりは、歩行者が安全に歩ける空間にしたい。	→	歩道を最低1.2mの幅で整備します。用地に余裕のあるところでの、車道幅と歩道幅については、第3回で議論します。
	2	電柱の地中化	→	今後、関係機関と協議をし、整備について検討致します。
	3	堤防住宅地側の案として、一番近いのは案③（草花案）。壁あそびの部分が50cmくらい開くところを人が歩けるようにできないか。	→	歩道を最低1.2mの幅で整備します。どこの場所でどのような植栽方法にするかについて、第3回で議論します。
	4	公共空地の前の道路についても、車道は現況でかまわない。歩道を車椅子でも通れるように整備する。	→	歩道を最低1.2mの幅で整備します。用地に余裕のあるところでの、車道幅と歩道幅については、第3回で議論します。
樹木	5	再開発によって全体的に緑が減ってきているので、緑を残した空間づくりをする。	→	住宅地側の道路沿い、公共空地、高水敷の植樹について、第3回で議論します。
公共空地	6	地域の安全に配慮し、公共空地に防火水槽。	→	今回の懇談会以降の議論の対象と致します。
	7	自然に配慮。自然の空間を残す。公共空地を桜並木に整備。	→	公共空地には桜を植樹します。植樹の数、配置については、第3回で議論します。
水辺空間へのアプローチ	8	人が天端上を歩かないように、高水敷のほうへ誘導する動線を。	→	高水敷には、スロープや階段から連続する散策路を設けます。
	9	高水敷にもできる限り中低木を植えたい。（高水敷への人の誘導になる。）	→	植樹基準や、洪水を安全に流すことを考慮し、数本程度の植樹が可能です。樹種、位置については、第3回で議論します。
	10	駅のメイン通りのスロープの位置を階段のところに誘導したほうが、人がより川側を歩くのではないか。	→	階段は、メイン通りからの動線を考慮して設置します。スロープについては、排水樋管との兼ね合いや公共空地の広さを制限してしまうため、メイン通りからのアクセスよりも上流側に設置します。

B班	番号	内容		整備案に反映した内容　及び　議論する内容
堤防住宅地側の整備	11	道路は、広げられるならば人や車が安全に通れるように整備したい。	→	車道を最低4.0mの幅、歩道を最低1.2mの幅で整備します。用地に余裕のあるところでの、車道幅と歩道幅については、第3回で議論します。
	12	車道よりは歩行者の安全を考えた整備をする	→	
	13	堤防の住宅地側は、現在あるところを中心に植樹し、他のところについては、すべては植える必要はない。	→	どこの場所でどのような植栽方法にするかについて、第3回で議論します。
樹木	14	移植可能であればもっていきたい。	→	樹木は、植樹により整備致します。
公共空地	15	高さは、盛らずに道路と同じ高さにする	→	道路と同じ高さでフラットにします。
	16	樹木は少しあったほうがよい。	→	公共空地には桜を植樹します。植樹の数、配置については、第3回で議論します。
	17	木陰をつくる。桜があったらいい。	→	
	18	樹木は、前面ではなく堤防側に寄せる。	→	
水辺空間へのアプローチ	19	堤防の天端は人が歩きにくい空間にしたい。	→	堤防天端は舗装しません。草（芝）にするか、砂利にするかについては、第3回で議論します。
	20	堤防の天端に草を植えるか、植えないかに関しては議論が分かれる。	→	
	21	堤防天端は、（花火大会で見るために上がるとき等の）利用の際を考えると、草が生えていないほうがよい。	→	
	22	アクセスは、このくらい（第2回で事務局の示した図面）のピッチがいい	→	アクセスは、緊急用車両等を考慮して必要不可欠なスロープ・階段は設置します。
	23	天端上を歩かないようにするにはこんなにアクセス箇所はいらない	→	

C班	番号	内容		整備案に反映した内容　及び　議論する内容
堤防住宅地側の整備	24	堤防の前面の条件が違うので、それぞれの面にあわせた形で整備していく	→	道路や歩道の幅、植樹の仕方など、場所に応じた整備をします。
	25	道路は広くしたい、緊急車両が通れるように4mは欲しい	→	車道を最低4.0mの幅、歩道を最低1.2mの幅で整備します。用地に余裕のあるところでの、車道幅と歩道幅については、第3回で議論します。
	26	道路は広くすると路上駐車が増えるのではないか。（地区の安全安心を考えるとよくない）　→対策：堤防側に段差を30cmくらいつくって、構造上路駐できないように	→	
	27	子どもの安全を考えて、歩道の整備をする。	→	
公共空地	28	できるだけ自然な景観の維持	→	樹木については、住宅地側の道路沿い、公共空地、高水敷の植樹について、第3回で議論します。
	29	（公共空地前の）道路から法面へ歩いて行かないようにする。	→	公共空地に散策路を設け、人を誘導します。
	30	若者たちが集まらないように、ベンチを置かない。	→	ベンチやトイレは設置しません。
	31	地区外の人がたむろしない空間にする	→	
	32	防火水槽、備蓄倉庫を整備する	→	今回の懇談会以降の議論の対象と致します。
	33	平らではなくて、掘った形で、出水時に一時的に貯水するようにする。	→	公共空地は道路と同じ高さでフラットにし、広場としての空間にします。
	34	桜を残して欲しい	→	公共空地には桜を植樹します。植樹の数、配置については、第3回で議論します。
水辺空間へのアプローチ	35	堤防の天端を歩かせないために木を植える。花壇を設置する。	→	堤防天端は舗装しません。草（芝）にするか、砂利にするかについては、第3回で議論します。
	36	階段の横にさつき等を設けて（ポールの代わり）天端を歩けないように	→	スロープや階段と天端との交差部には、天端に入らないように配慮します。
	37	高水敷に誘導する整備が望ましい。	→	高水敷には、スロープや階段から連続する散策路を設けます。
	38	階段を設けて出入り口として動線を意識付けする。	→	アクセスは、緊急用車両等を考慮して必要不可欠なスロープ・階段は設置します。
全体について	39	整備をやっても現在の生活環境が悪くならないように区、国、住民で協力した体制づくりが重要	→	今回の懇談会以降の議論の対象と致します。

第2回意見の取りまとめ結果＜A班＞

1. 堤防の住宅地側の整備

①土手

・堤防の住宅地側の植栽スペースを歩道にする。
・堤防の植樹に伴う防犯面に配慮する。

②道路

・道路幅は現状のままで（違法駐車、通過交通が心配）、歩行者の安全のために歩道を確保する。

2. 水辺空間へのアプローチ

①スロープ・階段

・高水敷へ人を誘導するような動線にする（堤防天端から家の中をのぞかれにくくするため）。
・スロープは二子玉川駅からの動線を考慮した位置とする。

②高水敷

・堤防整備に伴う樹木の除却の代替として、高水敷に可能な限り樹木を植える。

3. 公共空地

・桜並木をつくる。
・貯水槽など防災施設を設ける。

第2回意見の取りまとめ結果＜C班＞

1. 堤防の住宅地側の整備

①土手

・堤防住宅地側の土手は場所に応じて処理をする。

②道路

・住宅地側の道路には、子どもの安全を考え、歩道を整備する。
・緊急車両の通行を考慮し、道路幅を広げる。
　⇔・道路を広げると違法駐車や通り抜けの増加が心配。

③天端

・人が天端を歩かないように工夫をする。（看板、植樹、高水敷に誘導するような整備。）

2. 公共空地

・防火水槽、調整池などを設ける。
・散歩や運動ができるような空間にする。
・若者や地区外の人が集まらない空間にする。

第2回意見の取りまとめ結果＜B班＞

1. 堤防の住宅地側の整備

①道路

・可能であれば道路幅を広げる。嵩上げする。
・歩道を整備し、安全を確保する。

②天端

・天端の車両は制限する。
・天端は歩きにくくする。　⇔　・花火大会などを考慮して歩けるようにする。

2. 水辺空間へのアプローチ

①スロープ・階段

・バリアフリーのスロープにする。⇔　・アクセスはいらない。

②高水敷

・川側を通るような動線を考慮する。

3. 公共空地

・盛土せずに道路と同じくらいの高さにする。
・堤防沿いに植樹（桜など）で木陰をつくる。
・移植できる樹木は可能な限り移植する。

●このページに記載している意見につきましては、第２回懇談会ニュースレターで掲載した意見をテーマごとに分類して記載しております。
●各班の整備案の全意見につきましては、配布した別紙に記載しております。

懇談会全体の流れ

第1回：平成21年1月20日

●皆さんが持っている堤防周辺のまちづくりについての意見・考えを出しあい、グループごとに整理しました

第2回：平成21年2月13日

●グループで整理した堤防周辺のまちづくりのテーマを具体化しました

第3回：平成21年3月9日

●各グループから出された堤防周辺のまちづくりの提案をとりまとめてみましょう

懇談会の検討テーマ

1. 堤防の住宅地側の整備（土手、道路）
2. 水辺空間へのアプローチ（天端・スロープ・階段・高水敷）
3. 公共空地の整備

注1）「天端」は【水辺空間へのアプローチ】で整理します
注2）樹木の移植・植樹については、1～3の中で整理します

第3回の作業の流れ

(1) 各班から出た意見を、テーマ毎に整理しました。

(2)-1
全体で概ね方向性が一致している事項 → 方向性をもとにした整備案を確認して頂きます。

(2)-2
方向性が異なる事項 → 異なる事項の比較案をもとに、議論して頂きます。

(3)懇談会全体として、堤防周辺のまちづくりの提案をとりまとめます。

1. 堤防の住宅地側の整備　①土手　②道路

全体で概ね方向性が一致していること

・道路には歩道を設ける。
・土手の植栽は、全区間同じではなく、場所によって変える。

懇談会で意見をまとめたいこと

論点1：最低限の道路幅と歩道幅を確保したうえで、さらに用地に余裕のある場所で、車道を広くするか、歩道を広くするか。
論点2：土手の植栽可能な場所で、何を植えるか。

1. 堤防の住宅地側の整備　①土手　②道路

●車道と歩道の基本整備案

車道は4m、歩道は1.2mの幅を最低限確保する。

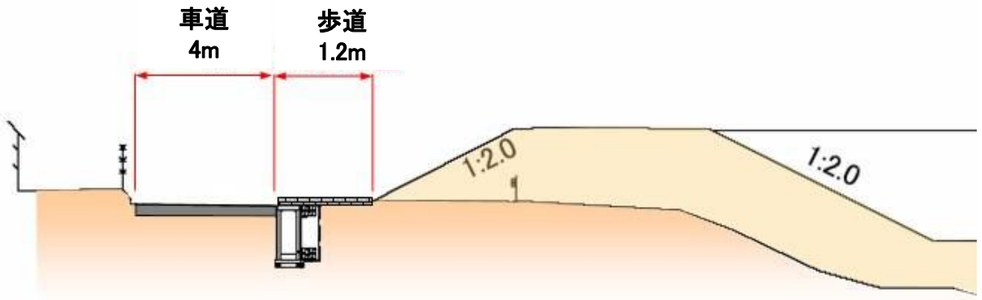

1. 堤防の住宅地側の整備　①土手　②道路

整備案
・道路は、車道4m＋歩道1.2m＝5.2m確保を原則とする。
・歩道が1.2m確保できない区間は、土手に歩道を設ける。

※土手に歩道を設ける区間は、植栽できません。

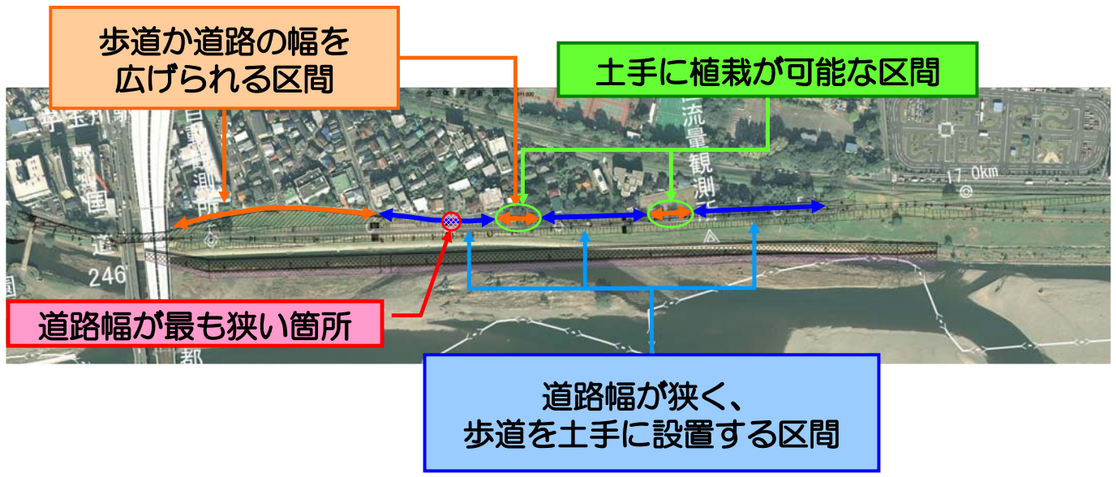

1. 堤防の住宅地側の整備　①土手　②道路

（1）歩道の確保について＜道路幅が狭い区間の形状＞

全体写真の■色の矢印のところが該当します。

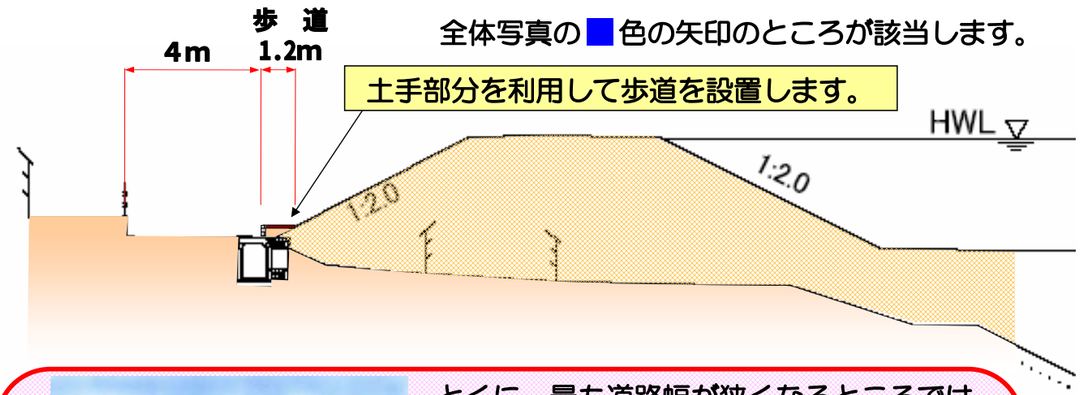

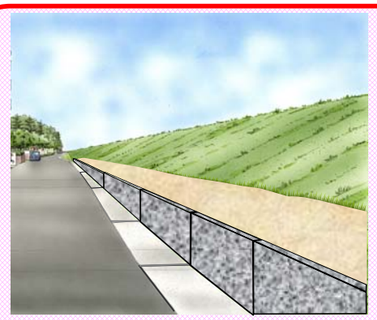

とくに、最も道路幅が狭くなるところでは、イメージ図のような整備が考えられます。
（全体写真の■色の丸印のところが該当します。）

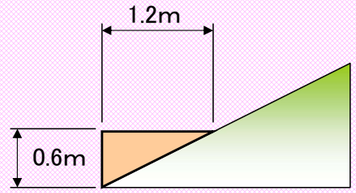

1. 堤防の住宅地側の整備　①土手　②道路

（2）歩道の確保について＜道路幅と歩道幅が広い区間の形状＞

全体写真の■色の矢印のところが該当します。

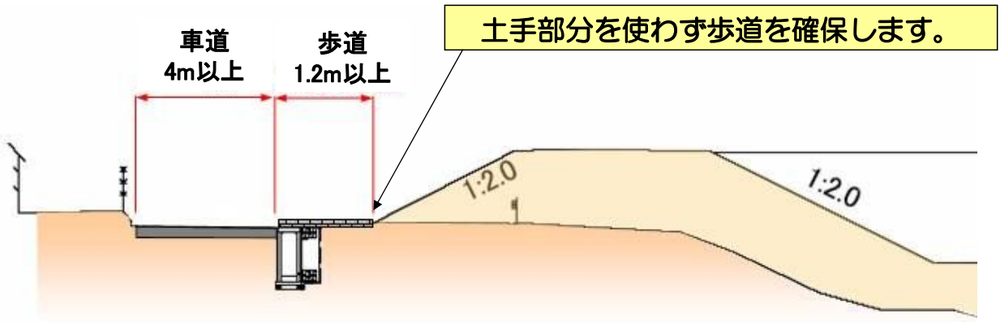

1. 堤防の住宅地側の整備　①土手　②道路

（2－1）車道と歩道の幅について

全体写真の■色の矢印のところが該当します。

論点1	・『案1』歩道を広く確保する。『案2』車道を広く確保する。

案1：
歩道を広く
確保する

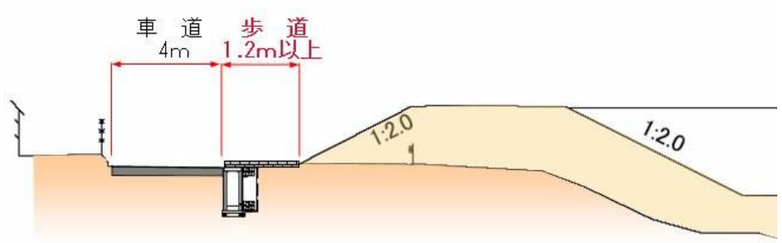

案2：
車道を広く
確保する

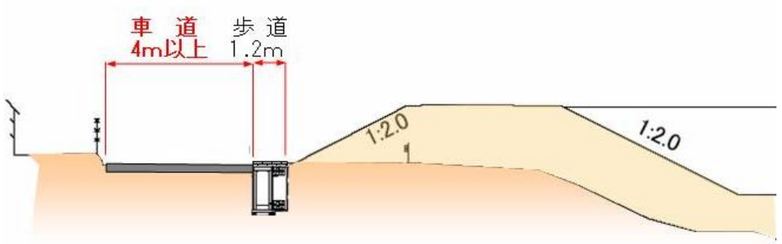

1. 堤防の住宅地側の整備　①土手　②道路

（2－2）土手の植栽について

全体写真の■色の丸印のところが該当します。

論点2	・『案1』樹木を植える。『案2』草花を植える。『案3』土手のまま。

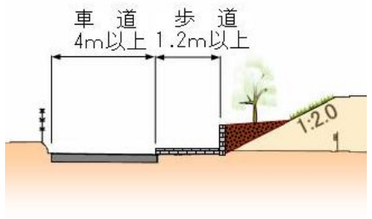

案1：
樹木を植える

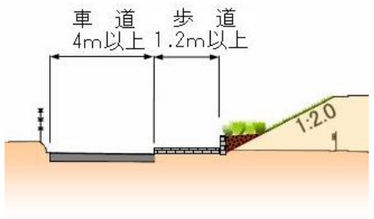

案2：
草花を植える

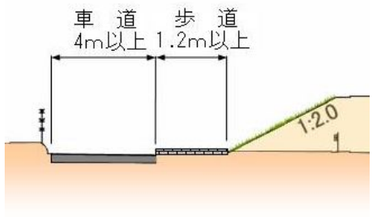

案3：
土手(芝)のまま

2. 水辺空間へのアプローチ
①天端　②スロープ・階段　③高水敷

全体で概ね方向性が一致していること

・堤防天端は、一般車両の通行を制限する。
・スロープや階段は、高水敷に誘導する動線とする。
・川側（高水敷）の動線を考慮する。
・スロープは、二子玉川駅（再開発地区）からの動線を考慮する。
・高水敷に可能な限り樹木を植える。

懇談会で意見をまとめたいこと

論点１：天端は、のぞき見を考慮して人が歩き難くするか、イベント時を考慮して歩き易くするか。
論点２：高水敷に樹木を植えるか、植えるならどんな樹木を植えるか。

2. 水辺空間へのアプローチ　①天端

論点１　・『案1』天端を歩きにくくする。『案2』天端を歩き易くする。

案1：歩き難くする

スロープや階段との交差部では、植栽やプランターなどで天端側に入りにくくする。

土手と同じように管理する。

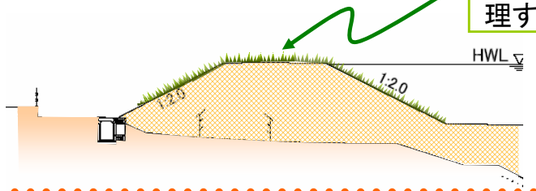

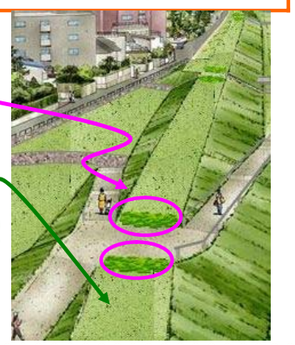

案2：歩き易くする

砂利敷きや草刈りをして、歩き易くする。

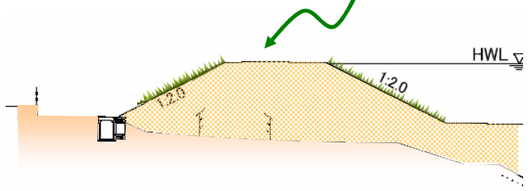

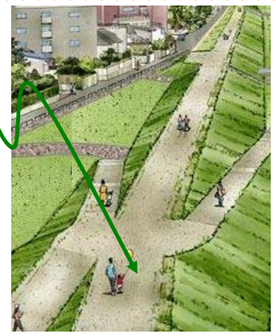

2. 水辺空間へのアプローチ　②スロープ・階段

整備案

・上流側スロープは、緊急時の車両の通行等を考慮して公共空地に設置する。更に日常の利用を踏まえ、バリアフリーとする。
・階段は、スロープとともに洪水時の避難路として200m間隔を目処にし、且つ背後の道路との接続の良い場所に設置する。更に日常の利用を踏まえ、バリアフリーとする。

■前回提案からの変更点
・階段位置は、近接していた階段の一方を削除。
・最下流は、スロープが下流方向に遠いため、新たに階段を設置する。

○：前回と同様
×今回削除
□今回新規

2. 水辺空間へのアプローチ　②スロープ・階段

意見に対する解説

意見：再開発地区（東陸閘）との動線を踏まえスロープを設置してはどうか。
・スロープは、緊急時に大型ダンプや重機が通行するため、なるべく住宅の前を通過しないで国道と行き来できる位置に設定してある。
・バリアフリー対応のスロープは、川側で長さ約70m※、住宅地側で約50mになるため、新たにスロープを設けると公共空地や高水敷の面積を減らしてしまう。

※東京都福祉のまちづくり条例に基づくスロープの勾配　5%

2. 水辺空間へのアプローチ　③高水敷ー動線確保

整備案	・高水敷に縦断的に連続した散策路を整備し、スロープ・階段と連続した動線とする。

2. 水辺空間へのアプローチ　③高水敷ー樹木植栽

論点2	・高水敷に樹木を植えるか、何を植えるか。

植樹の条件	・高水敷への植樹は、高水敷幅が広い場所で、洪水時の安全性に問題がない範囲で可能です。 ・今回の場合は、下図に示す範囲で、数本の植樹が可能です。

高木(1m以上)
も可能

低木(1m未満)
のみ可能

3. 公共空地

全体で概ね方向性が一致していること

- 道路と同じ高さでフラットにする 。
- 桜並木をつくる。
- 堤防沿いに植樹（桜など）で木陰をつくる。
- 散歩や運動が出来るような空間にする。
- 若者や地区外の人が集まらない空間にする。

3. 公共空地

桜を植えない場合のイメージ

桜を植えた場合のイメージ

3. 公共空地

整備案
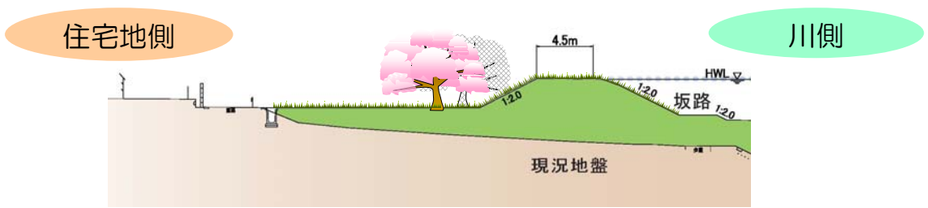
- 散歩や運動が出来る広場とする。
- 桜を植えるが、防犯面から樹木は密生させない。
- トイレや休憩施設など利便施設は配置しない。